

## 熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

赤字部は改正部分

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程(平成20年議会規程第1号)新旧対照表

改正後(案)						現行						備考					
第1条～第6条 略 別表(第3条関係) 通則 略 使途基準表						第1条～第6条 略 別表(第3条関係) 通則 略 使途基準表											
科目	内容	細目	例示	可否	備考	科目	内容	細目	例示	可否	備考						
調査研究費	議員又は会派が行う市の事務、地方行政財政等に関する調査、研究及び意見交換等に要する経費	旅費 交通費 調査委託費 調査補助者等への謝礼等	国内調査費	○ 【略】	<p>・実費を原則とする。</p> <p>・宿泊料の額は、16,500円を上限とする。ただし、身体上の理由等特別の事情により同額以下の宿泊ができる場合はこの限りではない。</p> <p>・現地交通通信費等は、<u>実費又は1日当たり定額3,300円のいずれかの方法</u>によることができる。</p> <p>・議長が別に定める額の範囲内で往復航空賃又は往復鉄道賃と宿泊施設利用料を組み合わせた企画旅行(以下「パック旅行」という。)を利用ることができる。</p>	調査研究費	議員又は会派が行う市の事務、地方行政財政等に関する調査、研究及び意見交換等に要する経費	旅費 交通費 調査委託費 調査補助者等への謝礼等	国内調査費	○ 【略】	<p>・実費を原則とする。</p> <p>・宿泊料の額は、16,500円を上限とする。ただし、身体上の理由等特別の事情により同額以下の宿泊ができる場合はこの限りではない。</p> <p>・現地交通通信費等は、<u>1日当たり3,300円を上限とする</u>。</p> <p>・議長が別に定める額の範囲内で往復航空賃又は往復鉄道賃と宿泊施設利用料を組み合わせた企画旅行(以下「パック旅行」という。)を利用ることができる。</p>	研修費	議員又は会派が研修機材借	会場費 機材借 交通	【略】 ○	・実費を原則とする。	

	修会、講演会等を開催するため又は他の団体等が開催する研修会、講演会等に参加するために要する経費	上料 講師謝礼 会費 交通費、宿泊費等の旅費	費、宿泊費等の旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊料の額は、16,500円を上限とする。ただし、身体上の理由等特別の事情により同額以下の宿泊ができない場合はこの限りではない。</li> <li>・現地交通通信費等は、<u>実費又は</u>1日当たり<u>定額</u>3,300円とするいずれかの方法によることができる。</li> <li>・議長が別に定める額の範囲内で往復航空賃又は往復鉄道賃と宿泊施設利用料を組み合わせた企画旅行(以下「パック旅行」という。)を利用することができる。</li> </ul>		修会、講演会等を開催するため又は他の団体等が開催する研修会、講演会等に参加するために要する経費	上料 講師謝礼 会費 交通費、宿泊費等の旅費	費、宿泊費等の旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊料の額は、16,500円を上限とする。ただし、身体上の理由等特別の事情により同額以下の宿泊ができない場合はこの限りではない。</li> <li>・現地交通通信費等は、_____1日当たり_____3,300円<u>を上限とする</u>_____。</li> <li>・議長が別に定める額の範囲内で往復航空賃又は往復鉄道賃と宿泊施設利用料を組み合わせた企画旅行(以下「パック旅行」という。)を利用することができる。</li> </ul>
			【略】				【略】		
要請・議員又は陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うため要する経費	資料印刷費文書通信費、信費交通費宿泊費等	国及び地方公共団体への要請、陳情活動に要する経費	<input checked="" type="radio"/> ・実費を原則とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊料の額は、16,500円を上限とする。ただし、身体上の理由等特別の事情により同額以下の宿泊ができない場合はこの限りではない。</li> <li>・現地交通通信費等は、<u>実費又は</u>1日当たり<u>定額</u>3,300円とするいずれかの方法によることができる。</li> <li>・議長が別に定める額の範囲内で往復航空賃又は往復鉄道賃と宿泊施設利用料を組み合わせた企画旅行(以下「パック旅行」という。)を利用することができる。</li> </ul>		要請・議員又は陳情活動費	資料印刷費文書通信費、信費交通費宿泊費等	国及び地方公共団体への要請、陳情活動に要する経費	<input checked="" type="radio"/> ・実費を原則とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊料の額は、16,500円を上限とする。ただし、身体上の理由等特別の事情により同額以下の宿泊ができない場合はこの限りではない。</li> <li>・現地交通通信費等は、_____1日当たり_____3,300円<u>を上限とする</u>_____。</li> <li>・議長が別に定める額の範囲内で往復航空賃又は往復鉄道賃と宿泊施設利用料を組み合わせた企画旅行(以下「パック旅行」という。)を利用することができる。</li> </ul>
	衆議院	○				衆議院	○		

		議員、 参議院 議員及 び地方 公共團 体の議 会の議 員への 要請、 陳情活 動に要 する經 費			議員、 参議院 議員及 び地方 公共團 体の議 会の議 員への 要請、 陳情活 動に要 する經 費		
		政党そ の他の 各種團 体等へ の要請、 陳情活 動に要 する經 費	○		政党そ の他の 各種團 体等へ の要請、 陳情活 動に要 する經 費	○	

## 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。